

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築住宅課

許認可等の内容		特定公共賃貸住宅駐車場の使用許可
根拠法令等及び条項		栃木市特定公共賃貸住宅条例第32条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市特定公共賃貸住宅条例第32条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成25年12月20日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市特定公共賃貸住宅条例 (駐車場の使用)</p> <p>第32条 専用駐車場を使用することができる者は、特定公共賃貸住宅の入居者で、あらかじめ市長の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)とする。</p> <p>2 専用駐車場を使用できる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する普通自動車(最大積載量2トンを超えるトラックは除く。)、小型自動車及び軽自動車で、自家用自動車に限る。</p>	